

地域医療対策協議会について

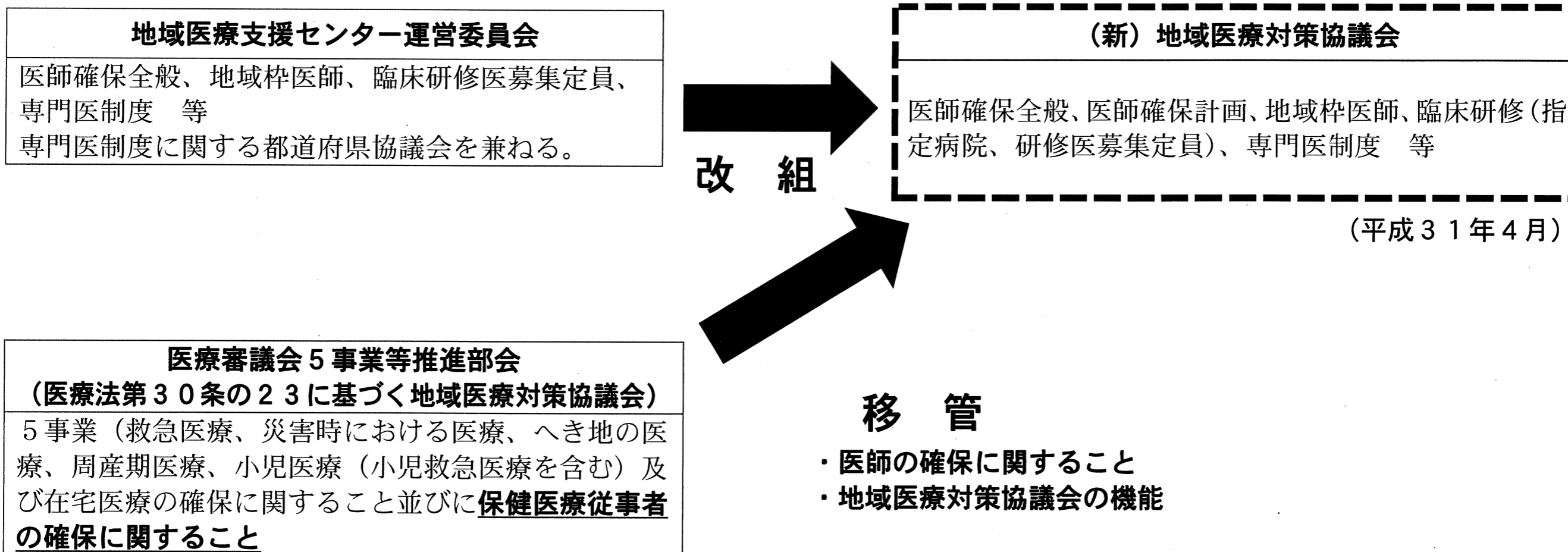
○地域医療対策協議会の機能強化

今年度に行われた医療法の改正により、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化を図るため、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化が図られた。(法律施行日：平成30年7月25日)

内容としては、具体的な医師確保対策の実施を担う医療機関を中心に構成員を再構成するとともに、都道府県内の医師確保関係会議を整理・統合し、大学・医師会・主要医療機関等が合意の上、医師派遣方針、研修施設・研修医の定員等を決定することとされた。

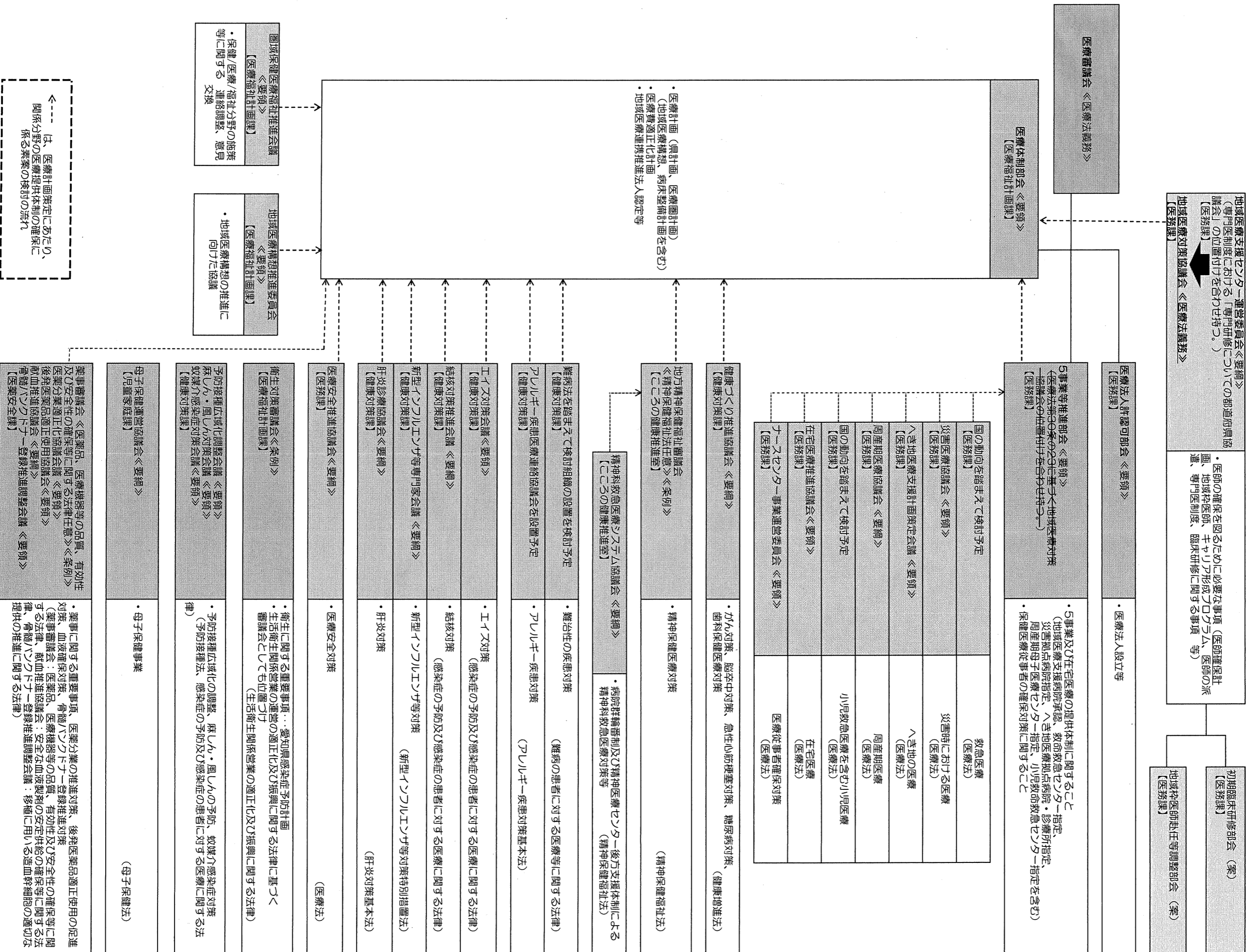
○本県の対応

地域枠医師等の医師確保施策について協議を行っている地域医療支援センター運営委員会の構成員を再構成するとともに、組織の変更(改組)を行い、平成31年度から地域医療対策協議会としての役割を担うこととする。



(変更案)

医療審議会の組織について



←----- は、医療計画策定にあたり、関係分野の医療提供体制の確保に係る素案の検討の流れ

圏域保健医療福祉推進会議
《要領》
【医療福祉計画課】

- 保健/医療/福祉分野の施策等に関する連絡調整、意見交換

地域医療構想推進委員会
《要領》
【医療福祉計画課】

- 地域医療構想の推進に向けた協議

- 医療計画（県計画、医療圏計画）（地域医療構想、病床整備計画を含む）
- 医療費適正化計画
- 地域医療連携推進法人認定等